

# 被災者生活支援情報

## 新しい被災者支援制度をお知らせします。

平成28年熊本地震被災者支援制度 《第6版》（H28.8.15現在）から、内容に追加・修正があったものをお知らせいたします。

新規：新しく掲載する支援制度

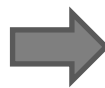
変更：制度内容等に変更があったもの

### 被災者支援情報ダイヤル（0120-013-572）

10月1日から、平成28年熊本地震に関する被災者支援制度のお問合せ先「被災者支援情報ダイヤル」（0120-013-572）の開設日時を以下のとおり変更いたします。

（変更前）

開設日：土・日・祝日含む毎日  
開設時間：午前9時～午後8時



（変更後）

開設日：月～土曜（祝日除く）  
開設時間：午前9時～午後6時

### 開発許可申請等に係る手数料免除

新規

開発景觀課 096-328-2507

熊本地震によって被災した建築物等の移転又は建替等を行うにあたって、開発許可等又は宅地造成に関する工事の許可に係る申請を熊本地震発生から1年以内にする場合、当該申請に係る手数料を免除します。

#### 対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

#### ■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）  
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成等規制法第8条）

## お手続き

### ■申請窓口

開発景観課 096-328-2507

### ■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。  
※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

## 熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

新規

学務課 096-328-2716

4月の定例の募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

### 対象となる方

[以下の全てに該当する方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること。
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付を受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

### ※ 家計の急変等の対象について

- ・火災、風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・死亡：主たる生計者の死亡
- ・入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

## お手続き

### ■提出書類

- ・熊本市奨学金貸付申請書
- ・熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・生計を一にする世帯員全員の住民票および平成28年度市県民税（所得・課税）証明書
- ・り災証明書等の家計の急変等の対象であることがわかる書類

### ■貸付期間

- ・申請した日の属する月から平成29年3月まで

### ■貸付金額

- ・高校等（公立）①18,000円、②9,000円 （私立）①30,000円、②15,000円
- ・大学等（公立）①42,000円、②21,000円 （私立）①51,000円、②25,500円

- ※ 第1学年は初回加算あり
- ※ 大学等の自宅外通学生は加算あり
- ※ 貸付けは無利子

### ■お問合せ先

学務課 096-328-2716

「国の教育ローン」について、地震により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

### 災害特例措置の内容

り災証明書等※1を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 通常
所得制限	子供1人世帯および2人世帯の世帯年収 (所得) 上限額を引き上げ 子供1人世帯 } 990 (770) 万円 2人世帯 } ※ 3人世帯以降は現行どおり	子供の人数に応じて、世帯年収(所得)が 以下の金額以内 子供1人世帯790 (590) 万円 2人世帯890 (680) 万円 3人世帯990 (770) 万円 ※ 4人世帯以降は一定額を上乗せ
返済期間	18年以内へ延長	15年以内
金利※2	年1.50% (母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.10%)	年1.90% (母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.50%)

※1 り災証明書等の原本を確認させていただきます。

※2 ア 熊本県内にお住まいの方が対象となります。

イ 平成28年5月10日現在。金利は、金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている金利とは異なる場合があります。

### ■教育ローン その他の制度概要

貸付限度額：お子さま1人あたり350万円(海外留学資金は最大450万円)

ご融資の対象となる教育施設： 高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お使いみち：入学・在学のために必要となる1年間分の教育費

(入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など)

保証：公益財団法人 教育資金融資保証基金

### お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター：0570-008656

熊本支店 国民生活事業：096-353-6121

八代支店 国民生活事業：0965-32-5195

## ※ 特別措置の適用期間を延長しました。

## ■ 電気料金の支払期日の延伸

- ・平成28年3月分：4ヶ月間 ⇒ **6ヶ月間**
- ・平成28年4月分：3か月間 ⇒ **5ヶ月間**
- ・平成28年5月分：2ヶ月間 ⇒ **4ヶ月間**
- ・平成28年6月分：1ヶ月間 ⇒ **3ヶ月間**

## ■ 電気をご使用されない場合

電気を全く使用されない場合は電気料金を頂きません。

震災の翌月分から6ヶ月分 ⇒ 震災の翌月分から **12ヶ月間**

災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。

平成28年10月末まで ⇒ **平成29年4月末まで**

## ■ 被害のあった家屋等を修理される場合

家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。

平成28年10月末まで ⇒ **平成29年4月末まで**

引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。

平成28年10月末まで ⇒ **平成29年4月末まで**

## 平成28年熊本地震特別貸付

新規

日本政策金融公庫

直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした、災害復旧等に必要な設備資金、運転資金の融資。

## 対象となる方

- (1) 熊本県内に事業所を有し、当該事業所が平成28年熊本地震により直接被害を受けた事業者
- (2) 前(1)に掲げる者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた事業者
- (3) 平成28年熊本地震に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来している、又は来すおそれのある事業者であって、次のいずれかに該当する方
  - ① 九州地方に事業所を有する事業者
  - ② 前(1)に掲げる方と直接又は間接的に取引関係のある事業者

※ 資金の用途：災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要な設備資金、運転資金

## 融資内容

### ■融資限度額

(1)、(2)に該当する方

【国民生活事業】6,000万円（上乘せ） ※ 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

【中小企業事業】3億円（別枠）

(3)に該当する方

【国民生活事業】4,800万円（別枠）

【中小企業事業】7億2,000万円（別枠）

### ■融資期間

(1) 設備資金20年以内、運転資金15年以内（据置期間：5年以内）

(2) 設備資金20年以内、運転資金15年以内（据置期間：3年以内）

(3) 設備資金15年以内、運転資金8年以内（据置期間：3年以内）

### ■利率

基準利率

ただし、次のいずれかに該当する方は、利率を引下げ

(1)のうち、り災証明書等の提出ができる方

・【国民生活事業】3,000万円以内、【中小企業事業】1億円以内

⇒ 当初3年間「基準利率 - 0.9%」（4年目以降「基準利率 - 0.5%」）

・【国民生活事業】3,000万円超、【中小企業事業】1億円超

⇒ 「基準利率 - 0.5%」

(2)のうち、り災証明書等の提出ができる方

・3,000万円以内

⇒ 当初3年間「基準利率 - 0.5%」（4年目以降「基準利率 - 0.3%」）

・3,000万円超

⇒ 「基準利率 - 0.3%」

(3)のうち、最近3ヵ月の売上高等が前年の同期に比し5%以上減少している場合など、一定の要件に該当する方

⇒ 「基準利率 - 0.3%」

※ 国民生活事業の利率は、各融資制度に定められた利率になります。

※ 中小企業事業の基準利率は、(3)に係る長期運転資金に限り、上限3.0%

※ り災証明書等の提出時期については、柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。

## お問合せ先

日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	096-353-6121
		中小企業事業	096-352-9155
	八代支店	国民生活事業	0965-32-5195

生活衛生課  
食品保健課  
医療政策課  
動物愛護センター

今回の地震で被災した施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開される方等を対象に、保健衛生事務に関する申請等の手数料を免除します。

### 対象となる方

- (1) 被災により、許可を受けて営業していた施設を廃止し、別の場所又は同じ場所に新たに施設を設け、新規に営業許可等の手続きをする方
- (2) 被災により、許可証等が紛失又は汚損したため、再発行の手続きをする方
- (3) 被災により、申請者住所を変更したため、許可証の書換交付の手続きをする方

上記、(1)～(3)に該当する方等、地震により施設が被災したことが原因により、新たに許可申請等が必要になった方等

### お手続き

#### ■申請窓口

申請等の種別により異なるため、別表でご確認ください。

#### ■必要なもの

許可申請等の書類と一緒に、以下の書類を提出してください。

- ・手数料免除申請書（様式第1号）
- ・り災証明書、またはり災したことを明らかにする施設の写真等
- ・被災施設の廃止を証明するもの（廃止届など）

#### ■申請期間

平成29年3月31日まで

#### ■お問合せ先

生活衛生課	096-364-3187
食品保健課	096-364-3188
医療政策課	096-364-3186
動物愛護センター	096-380-2153

### 【別表】申請等の種別

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
温泉法	温泉利用許可申請	35,000	生活衛生課
	温泉利用許可承継承認申請	7,400	
興行場法	興行場許可申請	22,000	
旅館業法	旅館業許可申請	22,000	
	旅館業承継承認申請	7,400	
公衆浴場法	浴場業許可申請	22,000	
理容師法・美容師法	理容所又は美容所の検査確認	16,000	
クリーニング業法	クリーニング所の検査確認	16,000	

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
食品衛生法	飲食店営業許可申請	16,000	食品保健課
	喫茶店営業許可申請	9,600	
	菓子製造業許可申請	14,000	
	あん類製造業許可申請	14,000	
	アイスクリーム類製造業許可申請	14,000	
	乳処理業許可申請	21,000	
	特別牛乳搾取処理業許可申請	21,000	
	乳製品製造業許可申請	21,000	
	集乳業許可申請	9,600	
	乳類販売業許可申請	9,600	
	食肉処理業許可申請	21,000	
	食肉販売業許可申請	9,600	
	食肉製品製造業許可申請	21,000	
	魚介類販売業許可申請	9,600	
	魚介類せり売り営業許可申請	21,000	
	魚肉ねり製品製造業許可申請	16,000	
	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	21,000	
	食品の放射線照射業許可申請	21,000	
	清涼飲料水製造業許可申請	21,000	
	乳酸菌飲料製造業許可申請	14,000	
	氷雪製造業許可申請	21,000	
	氷雪販売業許可申請	14,000	
	食用油脂製造業許可申請	21,000	
	マーガリン又はショートニング製造業許可申請	21,000	
	みそ製造業許可申請	16,000	
	醤油製造業許可申請	16,000	
	ソース類製造業許可申請	16,000	
	酒類製造業許可申請	16,000	
	豆腐製造業許可申請	14,000	
	納豆製造業許可申請	14,000	
	めん類製造業許可申請	14,000	
	そうざい製造業許可申請	21,000	
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	21,000		
添加物製造業許可申請	21,000		
と畜場法	一般と畜場設置許可申請	22,000	

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局開設許可申請	29,200	医療政策課
	薬局開設許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	5,700	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造業許可申請	11,200	
	薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請	90	
	医薬品販売業許可申請	29,000	
	医薬品販売業許可証再交付	2,900	
	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請	29,200	
	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付	2,900	
毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業登録申請	14,700	
	毒物劇物販売業登録票書換交付	2,300	
	毒物劇物販売業登録票再交付	3,900	
母体保護法	受胎調節実地指導員指定証再交付申請	2,800	
	受胎調節実地指導員標識再交付申請	2,500	
動物愛護法	第一種動物取扱業登録申請	15,500	動物愛護センター
	複数申請の場合2件目以降	11,000	
	特定動物飼養等許可申請	15,500	
	特定動物飼養等変更許可申請	15,500	
県特定食品条例	食品製造業許可申請	4,200	食品保健課
	食品販売業許可申請	1,700	
	食品行商営業許可申請	1,100	
	食品行商許可証再交付	900	